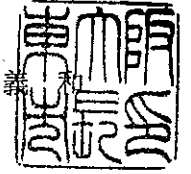


東大阪経企市第919号

平成23年6月30日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

東大阪市長 野田 義和



要望書について (回答)

平成23年5月30日付で提出のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

## 1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに、被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受入数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

(回答)

東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績につきましては、東大阪市ホームページ及び市政だより（6月1日号、6月15日号）で広報しております。

また、職員派遣につきましては、被災地の情報把握に努め、必要な支援の内容に応じた職種・人員を勘案しながら、関係部局と調整のうえ検討してまいります。

大阪府市長会・大阪府町村長会で被災地の早期復旧復興に向けて、カウンターパート方式により岩手県陸前高田市と大槌町を支援することとしており、本市におきましても、大阪府市長会・大阪府町村長会と調整し、継続的な被災地支援をしております。

避難者受入数につきましては、当室では正確に把握しておりません。

また、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などについては、当室では把握しておりません。

(イ) 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

(回答)

職員数計画との整合を図りつつ、市民サービスに支障を及ぼさないことを念頭に、今後も適正な人員の確保に努めてまいります。

正規・非正規を問わず、研修機会の確保に努めるとともに、役割に応じた研修を実施することで、人材の育成を図り、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

(ウ) 大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

(回答)

当市は地方分権の推進に積極的に取り組み、基礎自治体としての行政能力の向上をめざしているところであります。

権限移譲につきましても効果のあるものとなるように、体制の確保に努めてまいります。

## 2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制

度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

(回答)

国民健康保険料の引き下げにつきましては、今後とも国保事業全般の軽減に努めることにより、平均保険料の引き下げに繋がるよう努力してまいります。

保険料の減免につきましては、ひとり親世帯(母子・父子)、障害者世帯、高齢者世帯など一定の減免制度を構築し、運営してきました。また、緊急経済対策として失業者特別減免も実施しています。

しかしながら、現状での新たな減免創設・拡充につきましては、一般会計をもって財源確保することから負担の公平性の観点、また、財政再建途上の本市国保事業として大変困難なところがあります。

減免制度の広報等につきましては、市政だよりへの掲載、決定通知書パンフレットへの掲載を行っております。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

(回答)

資格証明書の発行は、政令で定める特別な事情がある場合を除き、保険料負担の公平性を確保する観点などから納付期限を一定期間経過した滞納がある世帯に対し、国民健康保険法に基づき交付しなければならないものです。

ただし、資格証明書の機械的な交付は行っておらず、再三再四、納付折衝等が続ける中でどうしても理解を得られない世帯を対象として慎重に交付しております。今後も、納付相談等で、出来る限り生活実態などを把握し、きめ細やかな対応に努めてまいります。

差し押さえにつきましては、負担能力が充分あるにも関わらず制度的不満などで支払を拒む悪質と判断される世帯についてのみ預貯金等を中心に差し押さえを行っております。

また、短期証の長期間の留め置きは行っておりません。通常の相談期限経過後、約2週間のうちにはすべて簡易書留にて郵送しております。高校世代までの保険証の無条件交付に付きましても短期証の郵送交付を行っており、今後も継続して郵送交付してまいります。

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

(回答)

国民健康保険運営協議会委員につきましては、東大阪市国民健康保険条例第2条により、市民の立場である被保険者代表として6名の方に委嘱しています。

運営協議会の公開、傍聴につきましては、協議会会長が決定するものとしています。

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等

の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

特定健診は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために行うものであり、検査項目は目的に沿ったものを設定しています。40歳以上75歳未満の国保加入者は無料で受けていただけます。

特定健診とガン検診を同時受診しやすくなるよう、医師会の協力を求めてまいります。

H19年がん対策基本法が施行され、国をあげてがん対策を推進しており、本市におきましても、国の指針に基づき胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん検診を実施、受診率の向上に努めているところです。また、精度管理の面からも検診体制の充実、要精密検査者の適切な受診等に関して委託医療機関との連携により進めていきたいと考えます。特定健診との同時受診に関しましては取り扱い委託医療機関が違うため実施困難な点がありますが、国保とも引き続き検討してまいりたいと思います。

- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

(回答)

後期高齢者医療保険制度における保険料等につきましては、国からの保険料増加抑制の対応策等々の依頼を勘案し、大阪府後期高齢者医療広域連合議会で審議・決定するものであり、今後の国の動向を注視してまいります。

また、保険料の減免制度につきましては、同広域連合で策定しており、本市独自の実施は予定しておりません。

短期保険証・資格証明書の発行につきましても、法に基づき同広域連合が交付しているものです。

ただし、厚生労働省より資格証明書の交付について厳格な運用の徹底をするよう通知されており、その方針に則って運用されております。

- ⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

(回答)

大阪府広域化支援方針については、今後の動向に注意してまいりますとともに、必要な財政支援を国に要望してまいります。

### 3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高

齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

(回答)

国・府へ下記のことを既に要望しています。

介護保険料が高額な設定とならないよう抜本的な制度改革を行うこと。

低所得者対策として国庫負担による恒久的な措置を講ずること。

保険料の減免に要する費用について国庫負担とすること。

なお、介護保険料減免については、平成 18 年度に拡充を行いました。

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。

(回答)

特別徴収により介護保険料を納入いただくことは、納付漏れを防ぎ、将来滞納を原因として給付制限の対象となることの防止につながることで、また、高齢であることなどにより納付手続きが困難な方でも確実に納付できることなど、徴収率の向上や事務の合理化のみならず、被保険者の将来的な負担軽減にも効果があるものと考えます。

国庫負担金の引き上げは、国や府へ既に要望しています。

- ③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること

(回答)

介護給付費準備基金残高については、できる限り次の介護保険事業計画期間において被保険者に還元することが基本と考えており、この考え方に基づいてこれまで計画策定及び介護保険料設定を行ってきております。次期計画の策定に当たっても、同様の考え方で取り組んでまいります。

- ④ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと

(回答)

東大阪市第 4 期介護保険事業計画では、大規模特別養護老人ホーム 2 施設（180 人）、地域密着型介護老人福祉施設 7 施設（203 人）、認知症対応型共同生活介護 14 施設（180 人）の整備を見込んでおり、今後も施設整備必要数を適正に見込み、目標達成に向け努力いたします。

- ⑤ 国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

(回答)

「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」を含む介護保険法の改正につきましては、既に先日成立したところです。現時点で国から詳細な情報が出されておきませんので、今後の国の動向等を注視し、本市での実施については慎重に検討してまいります。現時点では、保険給付の削減を目的とした検討を行う考え方はありません。

- ⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

(回答)

利用料の軽減制度の制度化・拡充については、今後の検討課題とします。

施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減については、改悪しないよう国に要望してまいります。

介護保険施設・居住系サービスの居住費の軽減措置については、今後の検討課題とします。

- ⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

(回答)

本市はこれまでより法令以上の制限は行っておりませんが、今後も適切に運用してまいります。

- ⑧ 「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

(回答)

本市は、平成24年度に、大阪府から介護保険事業者等の指定・指導業務の権限移譲を受ける予定で事務を進めているところです。

今後は、平成23年度から権限移譲を受ける市町村もあることから、大阪府は指定・指導業務に関する府下市町村の広域的な意見交換や調整等ができる機会を設け、これを定期的に開催することにより広域的な調整機能を果たすように、大阪府に対して要望して行きたいと考えております。

- ⑨ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」設置し、住民参画を徹底すること。

(回答)

第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとにニーズ調査を実施します。またその審議にあたり、公募委員からなる懇話会を設置し、東大阪市介護保険事業者連絡協議会、東大阪市介護支援専門員連絡会等の各機関代表の社会福祉審議会臨時委員、社会福祉審議会高齢者専門分科会委員で議論いただく予定です。

- ⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

(回答)

要介護認定調査については、当市においては介護保険法等に基づき、認定結果が適切な結果となるよう、認定調査を実施しております。また、委託業者の認定調査が適正に行なわれているか調査内容をチェックするため、同行検証を実施しております。

#### 4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

(回答)

昨年度および今年度は、生活保護世帯の急増に対応するため任期付任用職員による体制整備を行いました。将来的には生活保護の受給動向を見ながら「標準数」に基づく正規職員での配置を検討してまいります。また、専門職の採用や適切な人材配置を行ってまいります。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

(回答)

生活保護相談者用のしおりについては、福祉事務所のカウンターへの配架を検討してまいります。申請意思が確認できた方には、速やかに申請書を交付しております。申請の際に「助言指導書」を交付するなどの措置は行っておりません。

- ③ 通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

(回答)

通院のための移送費の認定については医療扶助運営要領第 3 医療扶助実施方式 9、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省社会・援護局長通知に基づき必要な給付が行われるよう徹底してまいります。

- ④ 休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答)

福祉事務所等に医療券等の交付を申請できないときは、受給者が医療機関に医療券等を持参できず、生活保護の受給者かどうかの確認ができないため、各生活保護受給世帯に生活保護の受給者であることを証明する「受給証」を交付しております。

ただし、「受給証」は、あくまでも「生活保護を受給していることの証明書」であり、いわゆる「保険証」に類するものとは異なります。

子どもの修学旅行時等の急な受診時等の対応を含め、より円滑な受診の確保に向けた検討を進めてまいります。

⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

当該自動車が事業用として保有される場合は局長通知第3-3により当該自動車の活用による世帯の収入状況の確認、また、通勤や日常生活において使用される場合は次官通知第3-2および次官通知第3-5に照らしその保有の可否の検討を行ってまいります。

⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

(回答)

就労支援については対象者の状況に応じ、きめ細やかに行うよう努めます。受給者の雇用機会の拡大に向けて機会を捉えて関係機関への働きかけを行います。

## 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

子ども医療費助成制度につきましては、通院の助成対象年齢を平成20年4月1日から所得制限なしで、就学前までに拡充しました。さらに、入院の助成対象年齢を平成23年7月1日から所得制限なしで、中学卒業までに拡充します。

通院の助成対象年齢の更なる拡充につきましては、本市の財政状況において現時点では非常に厳しいものと考えますが、他の市町村の動向に注視してまいります。

また、無料化につきましては、本市単独での改正は困難でありますので、大阪府市長会などを通じて引き続き大阪府へ要望してまいります。

② 全国最低レベルの妊婦検診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

(回答)

妊婦健康診査公費負担額は23年6月1日付けで、14回・100,000円に増額しております。この金



額は全国平均 90,948 円（平成 22 年 4 月現在）を上回り、大阪府内医療機関の平均金額 96,854 円に必要な検査（HTLV-1 2,290 円、クラミジア 2,100 円）を加え、必要な金額に見合った設定となっております。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とすること。

(回答)

就学援助の適用条件について収入・所得ではなく課税所得でみることは、就学援助の趣旨等から困難です。就学援助の手続きについては、教育委員会でも通年受け付けております。

第 1 回支給月は、平成 23 年度より 10 月から 7 月に変更しました。

- ④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること

(回答)

中学校給食の実施には、学校給食施設（調理施設・各中学校の給食配膳室等）の建設やその建設用地の確保等の多くの課題があります。そうした課題を踏まえ、今年度中に中学校給食全般についての検討を行ってまいります。

- ⑤ 子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

(回答)

本市におきましては、国における子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施に伴い、都道府県に設置された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用し、平成 23 年 2 月 1 日より、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成制度を実施しているところであります。本事業につきましては、平成 24 年 3 月 31 日までの実施となっているところから、国・大阪府に対し、平成 24 年度以降について、予防接種法上の定期接種に位置づけるとともに、ワクチンの安定供給を図るよう要望を行っており、今後も事業の円滑な運営に取り組んでまいります。

- ⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。（懇談当日に配布ください。）

(回答)

こどもに関する諸施策につきましては、「母子家庭・寡婦の皆さんへのお知らせ」「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（概要版）「子どものサイン見えますか？」「東大阪市子育て支援センター」「あなたのキ・モ・チ話してみよう」「花まるブック」「東大阪市子育てマップ」「保育所案内」を配布しております。

## 6. 障害者施策について

- ① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の1人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

(回答)

基本的にガイドラインは事業者説明会等にてお示ししています。支給決定については、利用者の意向を踏まえて、実際に聞き取り等の調査を行い、支給決定しています。

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

(回答)

障害者医療費助成制度につきまして、本市としましても過度の負担にならないよう、現行制度の継続を大阪府市長会等を通じて大阪府に対しさらに要望してまいります。

また、大阪府の制度の見直し内容については現在示されておりませんが、動向は注視してまいります。

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府から受けるにあたっての準備状態等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状態であれば受託はせず拒否すること。

(回答)

平成24年4月から権限移譲を受けるに当たり、23年6月から11月までと10月から3月まで各1名ずつ、大阪府に職員を派遣し研修を行っているところであり、必要な執務スペースや人員について関係部局と調整しているところです。

